



ながの百景 追加募集

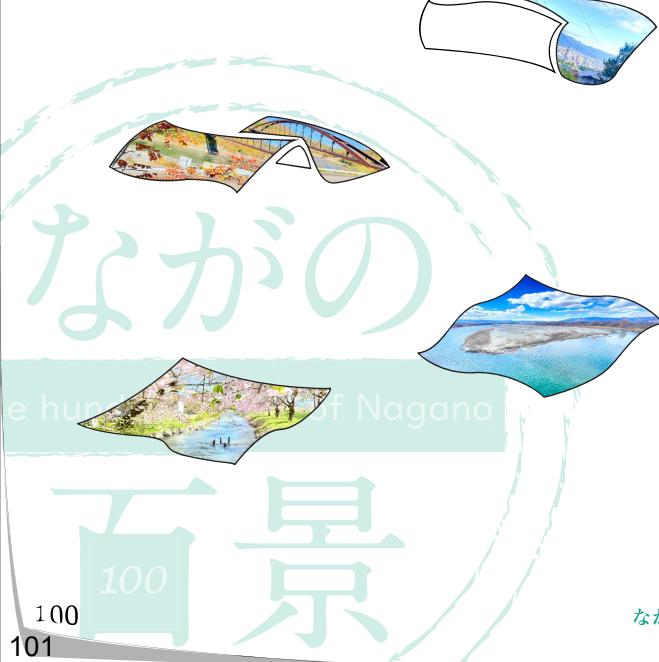


市民が愛着と誇りを持つことができ
大切にすべき景観、「ながの百景」が

選定されてから一〇年—

この月日の中で、新たに生まれたり、見いだされたりして、
守り育まれている景観がきっとあるはず。

あなたのみつけた
「大切にすべき景観」を
ご応募ください。



対象となる景観

- ・市内から見ることができ、長野（地域）らしさが感じられる景観
- ・愛着と誇りを持つて守り育て、後世に引き継ぐ必要があると認められる景観
- ・市内から見ることができれば、見る対象が市外に存在していても良いものとします。
- ・誰でも立入ることができる場所から見ることができる景観とし、市内を走る公共交通機関等から見る景観も対象とします。

（注意）

- ・個別の建築物、工作物、団体等は、「長野市景観賞」の対象となり、ながの百景の対象となりません。
- ・現存しないもの、現状の継続が見込まれないものは対象外とします。

留意事項

- ・応募写真は、返却しません。
- ・応募写真は、応募者本人にすべての権利（著作権等）があるオリジナルのものに限ります。
- ・応募写真の著作権は、応募者に帰属します。
- ・応募写真について、肖像権や著作権のほか何らかの権利侵害があつた場合、長野市は一切責任を負わず、その責任、解決の義務はすべて応募者本人にあるものとします。
- ・応募写真は、応募時点から二年以内に撮影した四〇〇万画素以上のものとしてください。
- ・ありのままの景観を応募していただきたいため、応募写真は無修正、無加工としてください。
- ・写真コンテストではないので、写真そのものの良さで景観を選定するものではありません。
- ・応募内容について、後日確認させていただくことがあります。
- ・その他、応募写真の権利関係や、長野市の利用方法、応募の際の禁止事項などは、応募規約に詳しく取り決めるものとします。
- ・応募者は、応募に係る事項をすべて了承したものとみなします。

募集期間

- ・令和五年一〇月から令和六年九月まで

応募方法

- ・原則として、ながの電子申請サービスで受け付けます。
- ・応募一件につき写真データ一点を添付してください。
- ・添付できるデータ容量は、一〇メガバイトまでです。
- ・複数あるときは、景観ごとに応募してください。
- ・電子申請サービスが利用できない場合など、やむを得ない場合は、郵送で受け付けます。

選考方法

- ・長野市景観審議会において選考します。

【選考の観点】

- ①長野市の豊かな自然や季節のうつろいを感じられる。
 ②時を越えて育まれてきた歴史、伝統、文化
 ③人々のいきいきとした活動が感じられる。
 ④祭りやイベントなどの賑わいが感じられる。
- 

発表方法

- ・長野市の広報誌及びホームページ等において発表します。
- ・応募写真は、パンフレット作成などで使用します。

ながの百景追加募集事業 募集要項

個人情報の取り扱い

- ・応募の際に提供していただく個人情報は、本事業の運営上必要な場合にのみ使用します。